

【4】がん自由診療特約について（ご参考）

給付金名	お支払理由の概要		お支払金額	お支払限度
がん自由診療給付金 上皮内がんも同額保障	がんにより、1つの診療計画にもとづき行われた右記のいずれかの療養を受けられたとき	先進医療以外の所定の公的医療保険制度における評価療養による療養	評価療養による療養に対する費用と同額	通算 1億円 (1つの診療計画にもとづく療養について3,000万円)
		特定病院において受けられた所定の自由診療による療養	1つの診療計画にもとづき行われた次の療養の費用の合計額 ①自由診療による療養に対する費用と同額 ②上記①以外のがんの治療を目的とする療養に対する費用と同額 ③自由診療による療養とあわせてなされた所定の食事療養および生活療養に要する費用と同額	

* 診療計画とは、入院診療または外来診療に関する診療計画のことをいいます。

* 特定病院とは、療養を受けられた時点において、次のいずれかに該当する日本国内の病院または診療所のことをいいます。

- ・厚生労働大臣による指定または承認を受けている所定の病院
- ・都道府県知事による指定または承認を受けている所定の病院または所定の診療所
- ・公益社団法人日本臨床腫瘍学会によって認定研修施設と認められている日本臨床腫瘍学会認定研修施設



特定病院に該当する病院または診療所の詳細は、メディケア生命ホームページの「特定病院ナビ」でご確認ください。

<https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/>



- お支払いの対象となる評価療養および自由診療は、療養を受けられた時点において、所定の要件を満たす療養とします。
- 「遺伝子パネル検査」「差額ベッド代」「患者申出療養による療養」など、がん自由診療給付金をお支払いできない費用があります。
- メディフィットがん保険に付加した場合、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんはお支払いできません。



この商品はメディケア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

ご検討にあたっては、「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」などを必ずご覧ください。

「【がん自由診療特約】がん自由診療給付金のお支払いについて」チラシ

4/4

<募集代理店>

<引受保険会社>

メディケア生命保険株式会社

住友生命グループ
〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

0120-315056

<https://www.medicarelife.com/>

81-0000-107-26019344(2026.1.16)

2026年1月

【がん自由診療特約】 がん自由診療給付金のお支払いについて

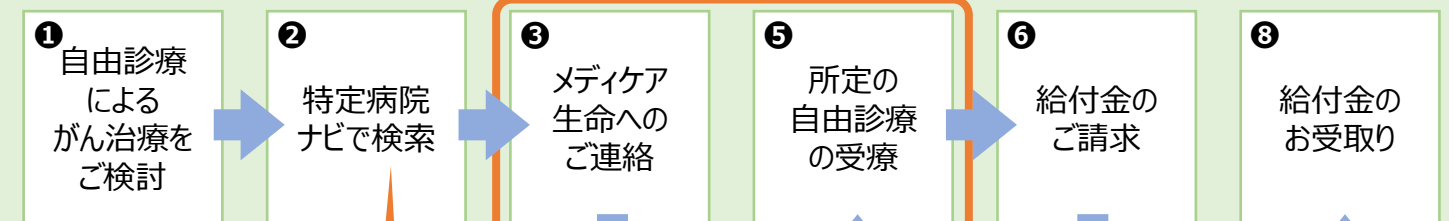
【1】所定の自由診療による がん自由診療給付金のお支払いまでの流れ



特定病院において所定の自由診療による療養を受けられる場合は、
必ず「治療の開始前」にメディケア生命までご連絡ください。

* 特定病院については4ページをご参照ください。

<お客さま>



<メディケア生命>

- ・ 自由診療によるがん治療をご検討されている場合は、実施予定の医療機関が特定病院に該当するか、**「特定病院ナビ」でご確認ください。**



ここからアクセス

<https://tokuteibyouin.medicarelife.com/search/>

- * 「特定病院ナビ」でご確認できない場合などはメディケア生命までお問い合わせください。

- ・ 特定病院において所定の自由診療による療養を受けられる場合は、**必ず「治療の開始前」にメディケア生命までご連絡ください。**

特定病院より提示された診療計画書等の情報をもとに、治療開始前にかん自由診療給付金のお支払可否を確認し、回答いたします。

* 医療機関への確認等により回答までお時間をいただく場合がございます。また、最終的には、診断書、約款などをもとにお支払可否を判断させていただきます。

- ・ なお、**直接支払いサービスのご利用をご検討されている場合は、2・3ページもあわせてご確認ください。**

<ご連絡先>

メディケア生命コールセンターまでご連絡ください。



0120-126-338

* この資料では、所定の自由診療による療養の場合のがん自由診療給付金のご請求についてご案内しております。評価療養による療養の場合、お支払いまでの流れが異なる箇所がございます。詳細はメディケア生命へお問い合わせください。

1/4

【2】所定の自由診療によるがん自由診療給付金の 直接支払いサービスによるお支払いについて

【直接支払いサービスとは？】

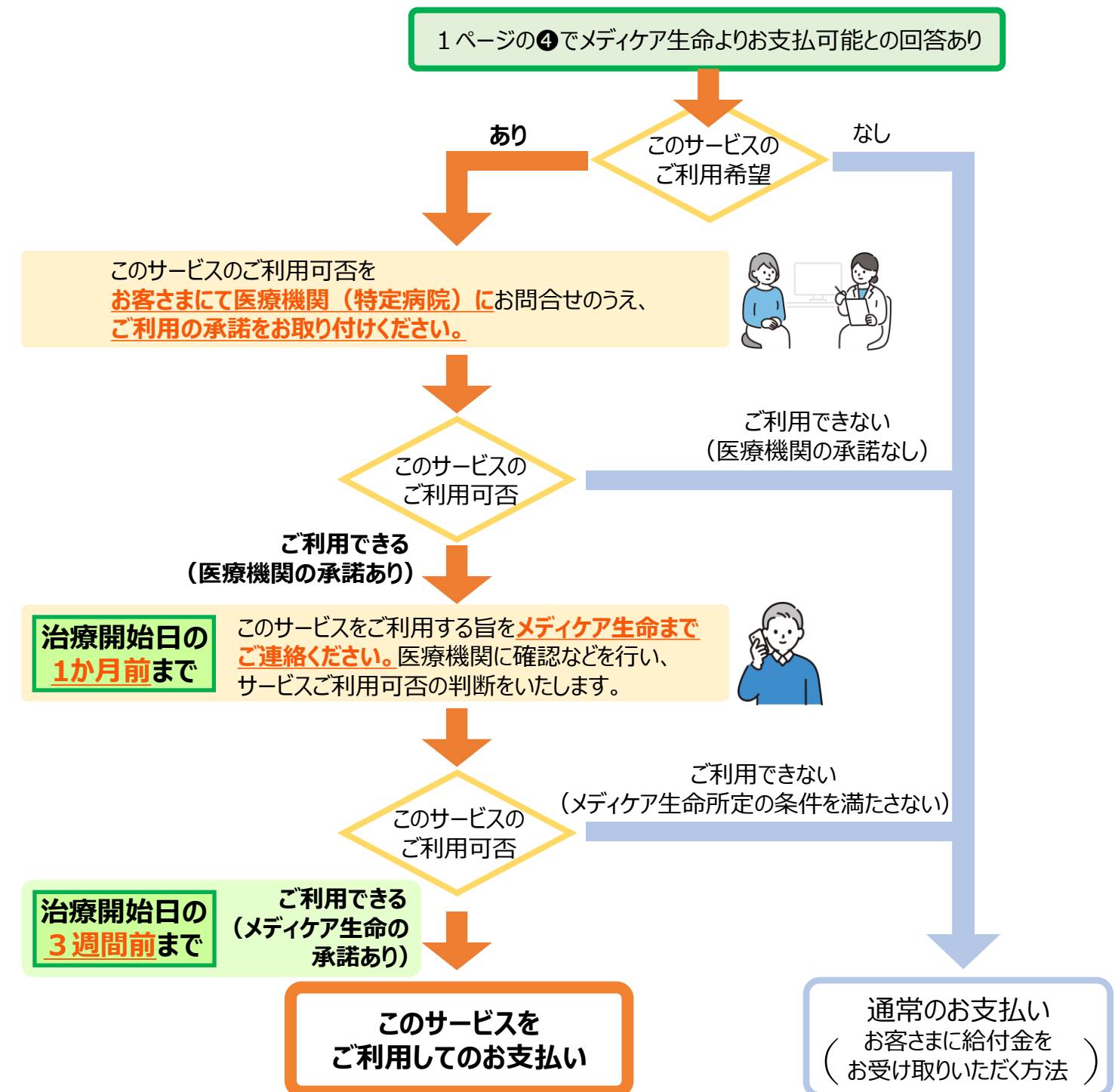
医療機関でこのサービスの対象となる療養を受けられた場合に、メディケア生命が直接医療機関に給付金をお支払いするサービスのことです。

このサービスをご利用の場合、このサービスの対象となる療養にかかる費用について、お客さまが一時的にご負担することなく、医療機関で療養をお受けいただけます。

- 所定の自由診療によるがん自由診療特約のがん自由診療給付金の保障はこのサービスの対象となる療養に該当します。
- このサービスのご利用は任意となりますので、被保険者が給付金をお受け取りいただく方法も選択可能です。
- このサービスのご利用のためには、**次のA～Fのすべての条件を満たす必要があります。**
 - A) このサービスの対象となる療養の原因となったがんに対して、主契約の給付金が支払われていること
 - B) このサービスの対象となる療養を開始する時点でご契約が有効であり、がん自由診療特約のがん自由診療給付金のお支払理由に該当すること
 - C) がん自由診療給付金の受取人が被保険者であり、受取人ご本人さまからのご請求であること
 - D) 給付金のお支払いにあたり、事実の確認（調査）の対象ではないと判断できること
 - E) お支払いするがん自由診療給付金から未払込保険料が相殺される等がなく、がん自由診療給付金の全額をお支払いできること
 - F) 治療開始日の**3週間前までに**、このサービスのご利用について医療機関およびメディケア生命が承諾していること



【3】所定の自由診療による 直接支払いサービスのお申込みまでの流れ



次の点につき、あらかじめご了承ください。

- このサービスのご利用に関する**医療機関の承諾のお取付けは必ず
お客さまにてご対応ください。**お客さまの個人情報保護の観点より、**メディケア生命での代行は対応できません。**
なお、承諾をお取り付けいただいたとしても、2ページに記載のA～Fのご利用条件を満たさない等の理由により、このサービスをご利用いただけない場合がございます。
- このサービスによるご請求に必要な書類は医療機関ごとに異なります。
メディケア生命から医療機関あてに確認し、必要に応じて直接支払いに関する契約等を医療機関と締結のうえ、お客さまあてに請求に必要な書類をご案内しますので、**直接支払いまでお時間がかかることがあります。**

